三重県土地家屋調査士会

改正不動産登記法等に関する説明会

令和６年７月２０日

津地方法務局不動産登記部門
統括登記官　　長谷川広明
登記官　　千葉美希

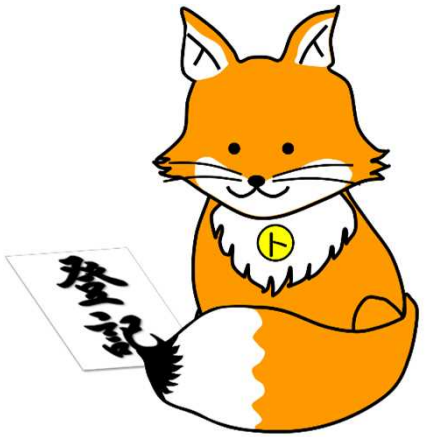

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

所有者不明土地の増加とこれに伴う社会問題の発生

所有者不明土地について

相続登記がされないことなどにより、所有者不明土地が発生

※　所有者不明土地とは・・・

①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

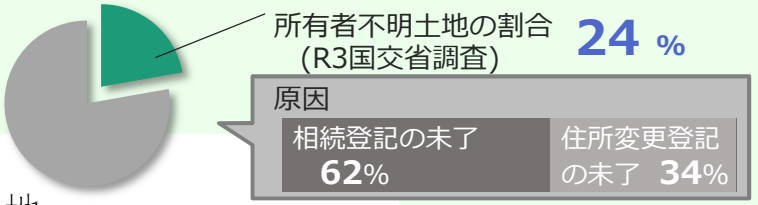

＜主なパターン＞
・ 登記簿に記載された内容が古く、所有者を特定することが困難な土地
・ 土地所有者は特定できても、その所有者の所在（転出先や転居先）が分からない土地
・ 多数の共有者がいる土地で、共有者の全員を特定することが困難な土地

背景

○ 相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることは少ない
○ 都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展等により、地方を中心に、
土地の所有意識が希薄化・土地を利用したいというニーズも低下
○ 遺産分割をしないまま相続が繰り返されると、土地共有者がねずみ算式に増加


広場等としての利用が困難となっている例
(出典：国交省)

○ **所有者の探索に多大な時間と費用が必要**（戸籍・住民票の収集、現地訪問等の負担が大きい）
○ 所有者の所在等が不明な場合には、土地が管理されず放置されることが多い

⇒ 公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引が阻害されるなど、土地の利活用を阻害
⇒ 土地が管理不全化し、雑草の繁茂、ゴミの不法投棄、害虫の発生など隣接する土地への悪影響が発生
⇒ 土砂の流出や崩壊などにより周辺の土地に災害を発生させるおそれ



所有者不明土地問題の解決は、喫緊の課題

【参照条文（相続登記の申請義務）】

●不動産登記法（平成16年法律第123号）

（相続等による所有権の移転の登記の申請）

基本的義務

第七十六条の二　所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から三年以内に、所有権の移転の**登記を申請しなければならない**。遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も、同様とする。

２　前項前段の規定による登記（民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。次条第四項において同じ。）がされた後に遺産の分割があったときは、当該遺産の分割によって当該相続分を超えて所有権を取得した者は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の**登記を申請しなければならない**。

追加的義務

３　前二項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、当該各項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

【参照条文（相続人である旨の申出等）】

（相続人である旨の申出等）

第七十六条の三　前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の**相続人である旨を申し出ることができる。**

2　前条第一項に規定する期間内に前項の規定による申出をした者は、**同条第一項に規定する**所有権の取得（当該申出の前にされた遺産の分割によるものを除く。）に係る所有権の移転の登記を申請する**義務を履行したものとみなす。**

3　登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。

4　第一項の規定による申出をした者は、その後の遺産の分割によって所有権を取得したとき（前条第一項前段の規定による登記がされた後に当該遺産の分割によって所有権を取得したときを除く。）は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

5　前項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

6　第一項の規定による申出の手続及び第三項の規定による登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

【参照条文（過料）】

（過料）

第百六十四条　第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条、第五十八条第六項若しくは第七項、**第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項**の規定による申請をすべき義務がある者が**正当な理由がない**のにその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

●不動産登記規則

（裁判所への通知）

第百八十七条　登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。

一　**法第百六十四条**の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。

二　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第七十条第十八号の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき。

○相続人申告登記の記載例

権利部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
２	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因　令和６年８月１５日申出 相続開始年月日　令和６年７月７日 甲某の相続人として申出があった者 何市何町何番地 乙　某

相続登記の申請義務の内容とその履行方法について（詳細）①

R6.4.1 施行

相続登記の申請義務の詳細なルール

○ **基本的義務**【新第76条の２第１項】

相続（特定財産承継遺言を含む。）や遺贈により不動産を取得した相続人に対し、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から３年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける。

○ **遺産分割成立時の追加的義務**【新第76条の２第２項、新第76条の３第４項等】

遺産分割がされた場合には、実際上、相続人中において権利者の集約が図られることも多いと考えられるため、遺産分割の結果を不動産登記に反映させることができれば、その後の土地の処分に当たって便宜であること（※）から、改正法では、**遺産分割が成立した場合にはその内容を踏まえた登記申請をすることも義務付けている**。

（※）相続発生後は、全ての相続人が法定相続分の割合で不動産を共有した状態となるため、財産の処分が難しくなる（相続人全員の同意が必要）

ケース別にルールの内容を整理すると・・・

【相続人がすべき登記申請の内容】

＊ 経過措置についてはP17参照

○ ３年以内に遺産分割が成立しなかったケース

▶ まずは、３年以内に相続人申告登記の申出（法定相続分での相続登記の申請でも可）を行う。

▶ その後に遺産分割が成立したら、遺産分割成立日から３年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う。

▶ その後に遺産分割が成立しなければ、それ以上の登記申請は義務付けられない。

○ ３年以内に遺産分割が成立したケース

▶ ３年以内に遺産分割の内容を踏まえた相続登記の申請が可能であれば、これを行えば足りる。

▶ それが難しい場合等においては、３年以内に相続人申告登記の申出（法定相続分での相続登記の申請でも可）を行った上で、遺産分割成立日（死亡日ではない）から３年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う。

○ 遺言書があったケース

▶ 遺言（特定財産承継遺言又は遺贈）によって不動産の所有権を取得した相続人が取得を知った日から３年以内に遺言の内容を踏まえた登記の申請（相続人申告登記の申告でも可）を行う。

基本的なルールのイメージ図についてはP14以下参照

相続登記の申請義務の内容とその履行方法について（詳細）②

＜３年以内に遺産分割が成立しなかったケース＞

死亡（相続開始）　甲　A　B　C

遺産分割が成立　A　B　C

不動産は相続人Aが取得することで合意

法的な状態

ＡＢＣが法定相続分の割合で共有

相続開始時に遡ってＡの単独所有

相続により不動産を取得したことを具体的に認識

㋐認識後３年以内に登記申請をする義務

＊ 期間は相続人ごとに個別に計算

新設　相続人申告登記

・申出を受けて登記官が職権で登記（単独申出可・申請より簡易）
・持分は登記されない

＊ 法定相続分での相続登記によることも可

＊ 第三者が代位申請したケースは義務履行があったとみなされる

＜３年経過後に遺産分割が成立した場合＞

㋑遺産分割成立から３年以内に登記申請をする義務

A

遺産分割の内容を踏まえた所有権の移転の登記

【相続人の一部の者が相続放棄をした場合】

その者は、初めから相続人とならなかったものとみなされる（他の相続人は、その者を除いた上で算定される法定相続分に応じて権利を取得することになる）

➡ 他の相続人は、当該相続放棄を知った日から３年以内に相続放棄後の割合による相続登記の申請義務を負う。

相続開始 ➡ Cの相続放棄 ➡ 遺産分割が成立した場合

相続開始：ＡＢＣが法定相続分の割合で共有

Cの相続放棄：相続開始時に遡ってCを除いた法定相続分の割合で共有

遺産分割が成立した場合：相続開始時に遡ってAの単独所有

A　B　**Cの相続放棄を知った日から３年以内に登記申請をする義務**　**相続人申告登記による履行可**

A　**遺産分割成立から３年以内に登記申請をする義務**　**遺産分割の登記**

相続登記の申請義務の内容とその履行方法について（詳細）③

＜３年以内に遺産分割が成立したケース＞

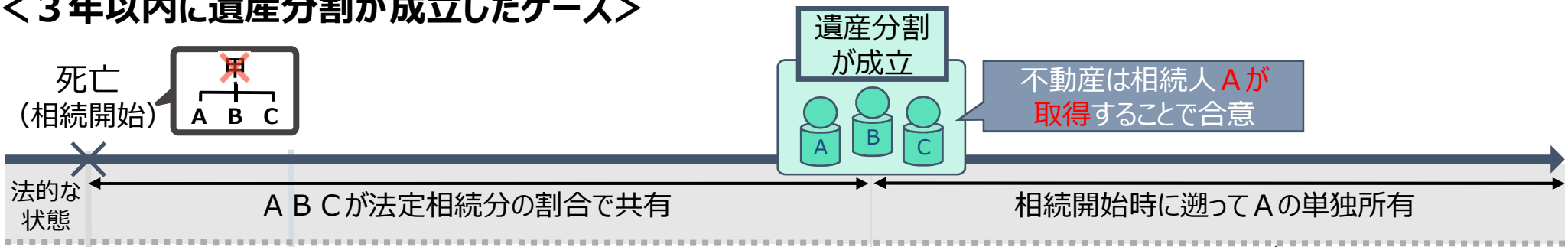

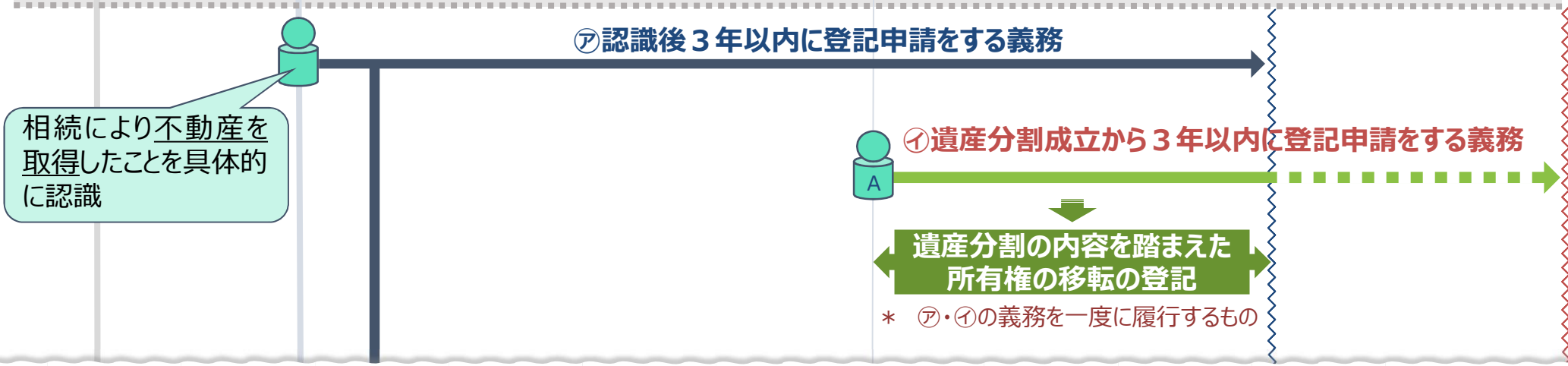

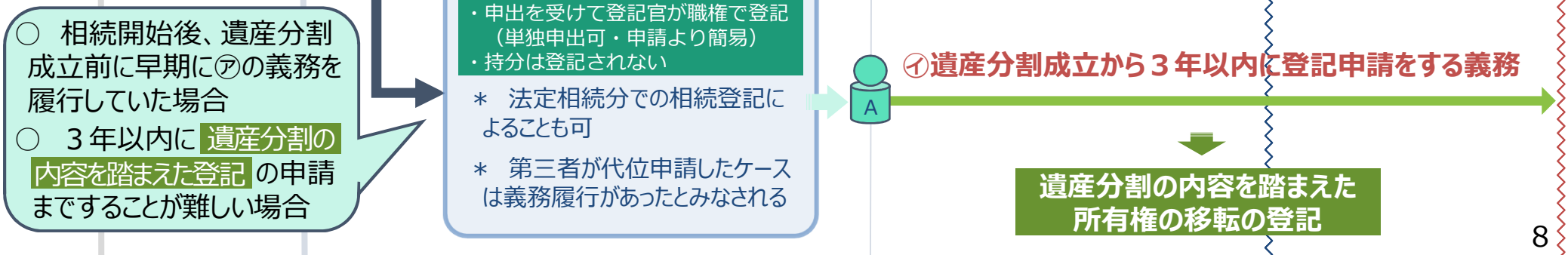

相続登記の申請義務の内容とその履行方法について（詳細）④

＜遺言書があったケース＞

【遺言書の記載内容の例】

「不動産をＡに遺贈する」　＝　相続人に対する遺贈
【新第76条の２第1項後段】

「不動産をＡに相続させる」　＝　特定財産承継遺言
【新第76条の２第1項前段】

いずれの場合も、相続人Ａは、遺言により不動産を取得したことを知った日から３年以内に遺言の内容を踏まえた登記申請をする義務を負う



法的な状態

相続開始時からＡの単独所有

遺言により不動産を取得したことを具体的に認識

A

３年以内に登記申請をする義務

遺言の内容を踏まえた所有権の移転の登記

又は

新設 **相続人申告登記**

＊　遺言発見前に相続人申告登記がされていれば、重ねて相続人申告登記等をする必要はない

R5.4.1 施行

単独申請可（※）

（※）改正法により、特定財産承継遺言、相続人に対する遺贈のいずれによるものかを問わず、その所有権の移転の登記は単独申請可能とされた【新第63条第3項】

相続登記の申請の義務化に関する経過措置について

（基本的なルール）

○ **施行日（R6.4.1）前に相続が発生していたケースについても、登記の申請義務は課される。**

○ 申請義務の履行期間については、施行前からスタートしないように配慮

➡ 具体的には、**施行日とそれぞれの要件を充足した日のいずれか遅い日から法定の期間（３年間）がスタート**する。

相続登記の申請の義務化関係

R6.4.1 施行

＜施行日前に相続が発生していたケース＞ 【改正法附則第5条第6項】

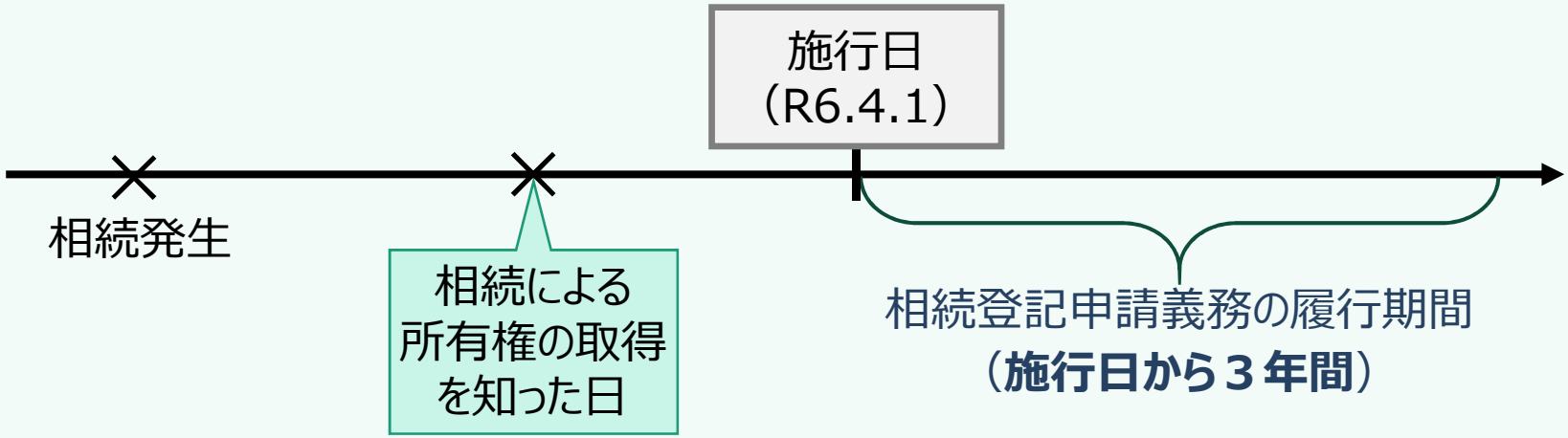

相続登記の申請義務化に伴う必要な対応（令和６年４月１日より前に相続開始）

ケース①
不動産を相続したことを知っている（遺言なし）

相続した不動産の有無や、相続した不動産がどれだけあるか分からない場合、**所有不動産記録証明書**により把握することが可能
（令和８年４月までに施行）

申請義務あり

ケース①－１
相続人の間で遺産分割がまとまっている
→ **必要な対応①**
遺産分割の結果に基づく相続登記
【権利移転の公示の効果あり】
※令和９年３月３１日まで

ケース①－２
当分の間、遺産分割を行う予定はない

ケース①－３
遺産分割がまとまりそうにない（争いがある）

→ **必要な対応②**
相続人申告登記
【権利移転の公示の効果なし】
（各相続人が単独で申出）
※令和９年３月３１日まで

＋ **必要な対応（追加）**
（相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合）
遺産分割の結果に基づく相続登記
【権利移転の公示の効果あり】
※遺産分割の日から３年以内

ケース②
遺言により不動産を取得したことを知っている

申請義務あり
→ **必要な対応③**
遺言の内容に基づく所有権移転登記
【権利移転の公示の効果あり】
※令和９年３月３１日まで

※民法改正により、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、原則として、具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分により行うこととされた。
（注）このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものである。

相続登記の申請義務化に伴う必要な対応（令和６年４月１日以降に相続開始）

ケース①
不動産を相続したことを知っている（遺言なし）

相続した不動産の有無や、相続した不動産がどれだけあるか分からない場合、**所有不動産記録証明書**により把握することが可能
（令和８年４月までに施行）

申請義務あり

ケース①－１
相続人の間で遺産分割がまとまっている

→ **必要な対応①**
遺産分割の結果に基づく相続登記
【権利移転の公示の効果あり】
※不動産の相続を知った日から３年以内

ケース①－２
当分の間、遺産分割を行う予定はない

ケース①－３
遺産分割がまとまりそうにない（争いがある）

→ **必要な対応②**
相続人申告登記
【権利移転の公示の効果なし】
（各相続人が単独で申出）
※不動産の相続を知った日から３年以内

＋ **必要な対応（追加）**
（相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合）
遺産分割の結果に基づく相続登記
【権利移転の公示の効果あり】
※遺産分割の日から３年以内

ケース②
遺言により不動産を取得したことを知っている

→（申請義務あり）

必要な対応③
遺言の内容に基づく所有権移転登記
【権利移転の公示の効果あり】
※遺言により不動産を取得したことを知った日から３年以内

※民法改正により、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、原則として、具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分により行うこととされた。

（注）このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものである。

相続登記の申請義務化・過料の制裁

目的

▶ 国民の**自発的登記申請を促し**つつ、法務局における**運用の透明性・公平性を十分に確保する**
▶ 登記官が申請義務違反の事実を把握しても、**直ちに裁判所への通知（過料通知）は行わず、あらかじめ申請義務を負う者に催告を実施**する
▶ 催告に応じて相続登記を申請した場合は、過料通知は行わない

（手続の内容）

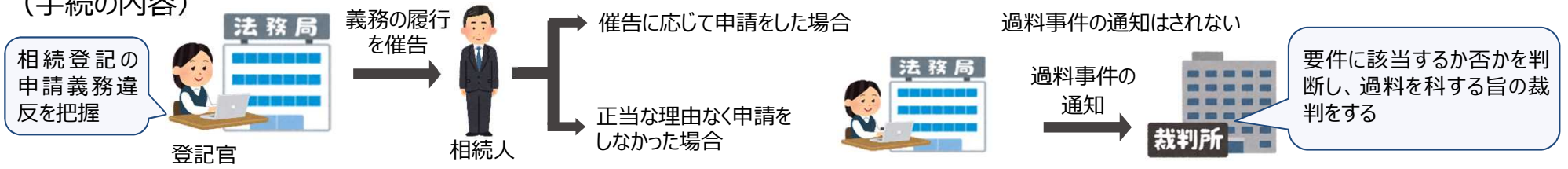

令和５年９月１２日付け法務省民二第９２７号民事局長通達

端緒を限定

第３の２　登記官が申請の催告を行う端緒

①相続人が遺言書を添付して遺言内容に基づき特定の不動産の所有権の移転の登記を申請した場合において、当該遺言書に他の不動産の所有権についても当該相続人に遺贈し、又は承継させる旨が記載されていたとき
②相続人が遺産分割協議書を添付して協議の内容に基づき特定の不動産の所有権の移転の登記を申請した場合において、当該遺産分割協議書に他の不動産の所有権についても当該相続人が取得する旨が記載されていたとき

▶ **「正当な理由」が認められる類型**を明示
これらに該当しない場合でも、登記官が**個別事情を確認して、判断**する

（「正当な理由」が認められる類型）

①数次相続が発生して相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合
②遺言の有効性等が争われている場合　③重病等である場合　④ＤＶ被害者等である場合　⑤経済的に困窮している場合

相続登記の申請の義務化と相続人申告登記について

R6.4.1 施行

【相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因】

① 相続登記の申請が義務とされておらず、かつ、その**申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少ない**

② 相続をした土地の価値が乏しく、売却も困難である場合には、**費用や手間を掛けてまで**登記の申請をするインセンティブが働きにくい

相続登記の申請の義務化

○ 不動産を取得した相続人に対し、その**取得を知った日から３年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける。**

○ 正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、１０万円以下の**過料**に処することとする。

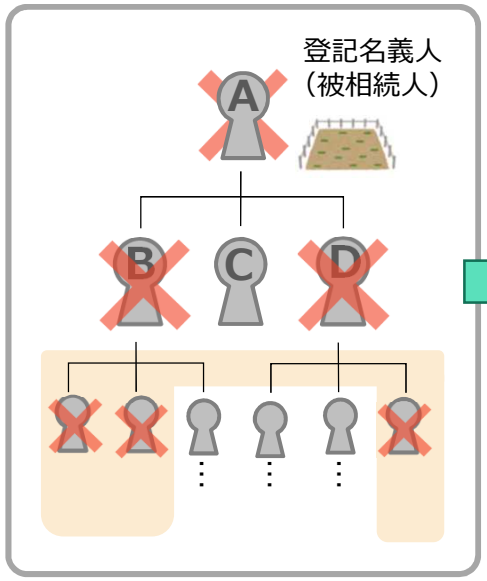

生存している全ての法定相続人による共有状態



法定相続人の範囲及び相続分の割合の確定が必要⇒負担大

より簡易な申請義務の履行方法として**相続人申告登記**を新設

（参照）
・不動産登記法第７６条の３
・不動産登記規則第１５８条の２～第１５８条の３０

【参照条文（相続人申告登記）】

●不動産登記規則

（定義）

第百五十八条の二　この款、第百五十八条の三十三及び第百五十八条の三十七において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　相続人申出　法第七十六条の三第一項の規定による申出をいう。

二　相続人申告登記　法第七十六条の三第三項の規定による登記をいう。

三　相続人申告事項　法第七十六条の三第三項の規定により所有権の登記に付記する事項をいう。

四　相続人申告名義人　相続人申告登記によって付記された者をいう。

五　相続人申告事項の変更の登記　相続人申告事項に変更があった場合に当該相続人申告事項を変更する登記をいう。

六　相続人申告事項の更正の登記　相続人申告事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該相続人申告事項を訂正する登記をいう。

七　相続人申告登記の抹消　相続人申告登記を抹消することをいう。

八　相続人申出等　相続人申出、相続人申告事項の変更若しくは更正の申出又は相続人申告登記の抹消の申出をいう。（略）

【不動産登記規則第二款の二（相続人申告登記等）の構成】

第１目　通則

- 第２目　相続人申告登記
- 第３目　相続人申告登記の変更又は更正
- 第４目　相続人申告相続人申告登記の抹消



相続の話がまとまらないから申告登記をしておこう…



引越をしたから登記も変更しておかないと



相続の話が解決したので申告登記を抹消しておこう！

民法と同じパンデクテン方式で構成されているよ。

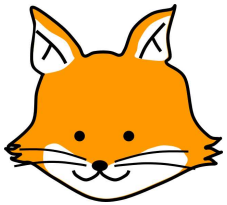

第１５８条の４（相続人申出等の方法）

相続人申出等は、次に掲げる方法のいずれかにより、相続人申出等情報を登記所に提供してしなければならない。
一　電子情報処理組織を使用する方法
二　相続人申出書を提出する方法

かんたん登記申請の利用が可能だよ！



第１５８条の５（相続人申出等情報の作成及び提供）

第百五十八条の五　相続人申出等情報は、申出の目的及び登記原因に応じ、一の不動産及び申出人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。
一　同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について、第百五十八条の十九第一項各号に掲げる事項が同一である相続人申出をするとき。
二　同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について、同一の相続人申告名義人の氏名又は住所についての変更又は更正の申出をするとき。
三　同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について、抹消の理由並びに抹消すべき第百五十八条の二十三第一項第四号及び第五号に掲げる事項が同一である相続人申告登記の抹消の申出をするとき。

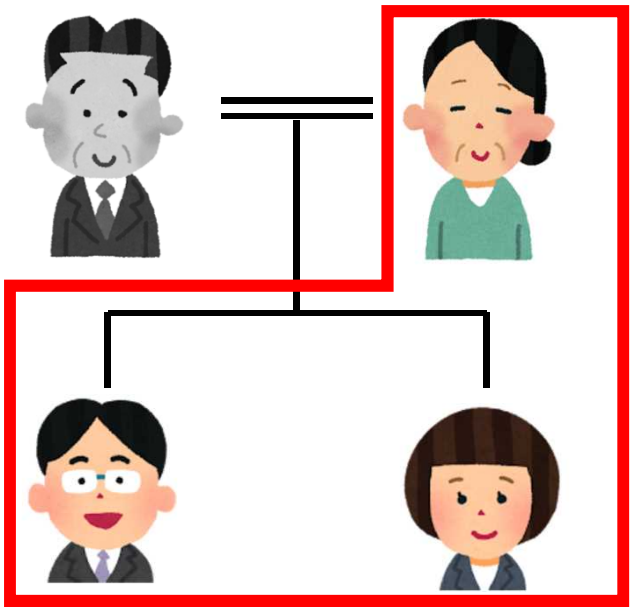

１件の申出情報で
まとめて申出可能！

【参照条文（相続人申告登記）】

（相続人申出等添付情報）

第百五十八条の六　代理人によって相続人申出等をするときは、当該代理人の権限を証する情報をその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（相続人申出等添付情報の省略等）

第百五十八条の七　第三十七条及び第三十七条の二の規定は、相続人申出等をする場合について準用する。

（相続人電子申出の方法）

第百五十八条の八　相続人電子申出における相続人申出等情報及び相続人申出等添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならない。ただし、相続人申出等添付情報の送信に代えて、登記所に相続人申出等添付書面を提出することを妨げない。

２　令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項本文の規定により送信する相続人申出等添付情報（第百五十八条の六に規定する代理人の権限を証する情報を除く。）について準用する。

３　第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

（相続人電子申出において相続人申出等添付書面を提出する場合についての特例等）

第百五十八条の九　前条第一項ただし書の規定により相続人申出等添付書面を提出するときは、相続人申出等添付書面を登記所に提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報の内容とするものとする。

２　前項に規定する場合には、当該相続人申出等添付書面は、相続人申出等の受付の日から二日以内に提出するものとする。

３　第一項に規定する場合には、申出人は、当該相続人申出等添付書面を提出するに際し、別記第四号の二様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならない。

一　受付番号その他の当該相続人申出等添付書面を相続人申出等添付情報とする申出の特定に必要な事項

二　前条第一項ただし書の規定により提出する相続人申出等添付書面の表示

【参照条文（相続人申告登記）】

（相続人書面申出の方法）

第百五十八条の十　相続人書面申出をするときは、相続人申出書に相続人申出等添付書面を添付して提出しなければならない。

２　第四十五条第一項の規定は、相続人申出書について準用する。

３　相続人申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

４　申出人又はその代理人は、相続人申出書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

（相続人申出書等の送付方法）

第百五十八条の十一　相続人申出等をしようとする者が相続人申出書又は相続人申出等添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

２　前項の場合には、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を入れた封筒の表面に相続人申出書又は相続人申出等添付書面が在中する旨を明記するものとする。

（受領証の交付の請求）

第百五十八条の十二　第五十四条の規定は、相続人書面申出をした申出人について準用する。

（相続人申出等添付書面の原本の還付請求）

第百五十八条の十三　第五十五条の規定は、相続人申出等添付書面を提出した申出人について準用する。

【参照条文（相続人申告登記）】

（相続人申出等の受付）

第百五十八条の十四　登記官は、第百五十八条の四の規定により相続人申出等情報が登記所に提供されたときは、当該相続人申出等情報に係る相続人申出等の受付をしなければならない。

２　前項の規定による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならない。

３　登記官は、相続人申出等の受付をしたときは、当該相続人申出等に受付番号を付さなければならない。

４　登記官は、相続人書面申出の受付にあっては、第二項の規定により受付をする際、相続人申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

５　第一項、第二項及び前項の規定は、第百五十八条の二十七第二項の許可があった場合又は第百五十八条の三十第四項の規定により相続人申告登記の抹消をしようとする場合について準用する。

（調査）

第百五十八条の十五　第五十七条の規定は、相続人申出等情報が提供された場合について準用する。

（相続人申出等の却下）

第百五十八条の十六　登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、相続人申出等を却下しなければならない。ただし、当該相続人申出等の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一　申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二　一個の不動産の一部についての申出を目的とするとき。

三　申出に係る登記（相続人申告登記のうち第百五十八条の十九第一項第一号に規定する中間相続人に係るものを除く。）が既に登記されているとき。

四　申出の権限を有しない者の申出によるとき。

五　相続人申出等情報又はその提供の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。

六　相続人申出等情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

七　相続人申出等情報の内容が相続人申出等添付情報の内容と合致しないとき。

八　相続人申出等添付情報が提供されないとき。

２　登記官は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該相続人申出等を却下することができない。

３　第三十八条の規定は、相続人申出等を却下する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは、「相続人申出等添付書面が提出された」と読み替えるものとする。

【参照条文（相続人申告登記）】

（相続人申出等の取下げ）

第百五十八条の十七　第三十九条第一項及び第二項の規定は、相続人申出等について準用する。

2　登記官は、相続人申出書又は相続人申出等添付書面が提出された場合において、相続人申出等の取下げがされたときは、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を還付するものとする。第三十八条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（相続人申告登記等の完了通知）

第百五十八条の十八　登記官は、相続人申告登記等を完了したときは、申出人に対し、職権による登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申出人が二人以上あるときは、その一人に通知すれば足りる。

2　前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　申出の受付の年月日及び受付番号

二　不動産所在事項

三　登記の目的

3　第一項の通知は、次の各号に掲げる相続人申出等の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

一　相続人電子申出　法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による登記が完了した旨及び前項各号に掲げる事項をいう。以下この条において同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　相続人書面申出　通知事項を記載した書面を交付する方法

4　送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所を相続人申出等情報の内容としなければならない。

5　第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合について準用する。

6　登記官は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、申出人に対し、職権による登記が完了した旨の通知をすることを要しない。

一　第三項第一号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。

二　第三項第二号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。

【参照条文（相続人申告登記）】

（相続人申出において明らかにすべき事項等）

第百五十八条の十九　相続人申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一　所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、当該相続人（以下この款において「中間相続人」という。））の相続人である旨

二　所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

三　中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）

イ　中間相続人の氏名及び最後の住所

ロ　中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨

ハ　所有権の登記名義人について相続が開始した年月日

２　相続人申出においては、次に掲げる情報をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一　申出人が所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

二　申出人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

三　前項第三号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするときは、次に掲げる情報

イ　中間相続人が所有権の登記名義人の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

ロ　中間相続人の最後の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

【参照条文（相続人申告登記）】

（相続人申出における相続人申出等添付情報の省略）

第百五十八条の二十　相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるときに限る。

２　相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第二項第二号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるときに限る。

第百五十八条の二十一　相続人申出をする場合において、申出人が申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所を確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該情報の提供をもって、第百五十八条の十九第二項第二号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。

一　出生の年月日

二　氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあっては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

第百五十八条の二十二　相続人申出をする場合において、申出人が相続人電子申出における相続人申出等情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第百五十八条の十九第二項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

【参照条文（相続人申告登記）】

（相続人申出において明らかにすべき事項等）

第百五十八条の十九　相続人申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一　所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、当該相続人（以下この款において「中間相続人」という。））の相続人である旨

二　所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

三　中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）

イ　中間相続人の氏名及び最後の住所

ロ　中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨

ハ　所有権の登記名義人について相続が開始した年月日

２　相続人申出においては、次に掲げる情報をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一　申出人が所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

二　申出人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

三　前項第三号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするときは、次に掲げる情報

イ　中間相続人が所有権の登記名義人の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

ロ　中間相続人の最後の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

【参照条文（相続人申告登記）】

（相続人申告事項）

第百五十八条の二十三　法第七十六条の三第三項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登記の目的

二　申出の受付の年月日及び受付番号

三　登記原因及びその日付

四　所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

五　中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）

イ　中間相続人の氏名及び最後の住所

ロ　中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨

ハ　所有権の登記名義人について相続が開始した年月日

２　登記官は、相続人申告登記によって二回以上の相続についての相続人申告事項を所有権の登記に付記するときは、当該相続ごとにこれを付記するものとする。

申出人が三次相続人の場合の記載例

権利部（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	**昭和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	**原因　昭和〇年〇月〇日売買 所有者　〇市〇町〇番地 A**
付記１号	相続人申告	**令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	原因　令和〇年〇月〇日申出 相続開始年月日　平成〇年〇月〇日申出 Ａの相続人として申出があった者　〇市〇町〇番地 B
付記１の付記２号	相続人申告	**令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	原因　令和〇年〇月〇日申出 相続開始年月日　平成〇年〇月〇日申出 Ｂの相続人として申出があった者　〇市〇町〇番地 C

相　続　人　申　出　書

申出の目的　　相続人申告

法務太郎の相続人

相続開始年月日　令和〇年〇月〇日

（申出人）　〇県〇市〇町二丁目１２番地
法務　優子
（氏名ふりがな　ほうむ　ゆうこ）
（生年月日　昭和〇〇年〇月〇日）

添付情報
申出人が登記名義人の相続人であることを証する情報
住所証明情報

令和〇年〇月〇日申出　〇〇 法務局
代理人　〇県〇市〇町二丁目１２番地
法務　政男
連絡先の電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

不動産の表示
不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
所在　〇市〇町一丁目
地番　２３番

不動産番号　０９８７６５４３２１０１２
所在　〇市〇町一丁目２３番地
家屋番号　２３番





単独で申請可

押印・電子署名は不要

司法書士又は弁護士

業とする者でなければ親族等も可

非課税

その他不動産登記の公示機能をより高める観点等からの改正

R6.4.1 施行

① 外国に居住する外国人の住所証明情報の見直し
② 所有権の登記の登記事項に関する規定の新設（法人につき会社法人等番号、外国居住者につき国内連絡先を追加）
③ ローマ字氏名・旧氏併記
④ ＤＶ被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例の新設
⑤ 登記簿の附属書類の閲覧の可否の基準の合理化

外国に居住する外国人の住所証明情報の見直し

○ 近時、国際化の進展の下で、海外在留邦人の増加や海外投資家による我が国への不動産投資の増加により、不動産の所有者が国内に住所を有しないケースが増加しつつある。

○ 外国に住所を有する外国人又は法人が所有権の登記名義人となる場合、住所証明情報が必要となるが、その具体的な書面等に関する運用上の幅が広くなっているという指摘がある。

所有権の登記名義人となろうとする場合に必要となる住所証明情報は、次のいずれかとする。

①外国政府等の発行した住所証明情報
②住所を証明する公証人の作成に係る書面（外国政府等の発行した本人確認書類の写しが添付されたものに限る。）

①…日本における住民票の写しに相当するもの
②…本国等の公証人の作成に係る宣誓供述書（＋旅券の写し等）

所有権の登記の登記事項に関する規定の新設①

○　所有権の登記について、法人識別事項及び国内連絡先が登記事項となった。
○　所有権の登記名義人となる者が法人（会社を含む）や外国居住者であるときは、必ず申請情報の内容としなければならない。　**（※　記載がない場合は、却下事由に該当する。）**

【所有権保存の場合】

権利部（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	**令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	所有者　〇市〇町〇番地 株式会社ＡＢＣコーポレーション 会社法人番号等　０１００－０１－１２３４５６

【合体による登記の場合】

権利部（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合体による所有権登記		共有者 〇市〇町〇番地 持分３分の２ 株式会社ＡＢＣ 会社法人番号等　０１００－０１－１２３４５６ 〇市〇町〇番地 持分３分の１ 株式会社ＤＥＦ 会社法人番号等　０１００－０１－１２３４５７ 令和〇年〇月〇日登記 株式会社ＤＥＦ持分につき令和〇年〇月〇日受付第〇〇〇号

【設立準拠法国の場合】

権利部（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	**令和〇年〇月〇日** **第〇〇〇号**	原因　令和〇年〇月〇日売買 所有者　〇国〇州〇〇通り〇〇 株式会社ＡＢＣ 設立準拠法国　アメリカ合衆国カリフォルニア州 国内連絡先　〇市〇町〇番地 甲

日本で法人登記をしていない外国会社などがこれに当たるよ。



【設立根拠法の場合】

権利部（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	**令和〇年〇月〇日** **第〇〇〇号**	**原因　令和〇年〇月〇日売買** **所有者　〇市〇町〇番地** **CDE自治会** **設立根拠法　〇〇〇法**

地方自治法に基づく認可地縁団体や、土地改良区、健康保険組合などがこれに当たるよ。



【国内連絡先がある場合】

権利部（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	**令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	**所有者　〇国〇州〇〇番地 Ａ　Ｂ 国内連絡先　〇区〇町〇番地 丙　丁**

【国内連絡先がない場合】

権利部（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	**令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	所有者　〇国〇州〇〇番地 Ａ　Ｂ 国内連絡先　なし



日本のように住所の公示制度が高度に整備された国は世界には少ないと言われているよ。
所有者の所在の把握やアクセスを容易にするために新設された制度だよ。



ローマ字氏名・旧氏併記関係

ローマ字氏名の併記

○　不動産登記記録に記録する際は、日本語を使用する実務となっているため、外国人の氏名を記録する場合であっても外国文字を使用することは認められていなかった。

⇒　所有権の登記名義人の氏名表示（カタカナ表記）と旅券、在留カード等の氏名表示（アルファベット表記）とが一致しないため、本人確認が困難になる場合があった。

×登記事項
○補足事項



○　ローマ字氏名の併記をすることで**特定を容易**に！

権利部（甲区）　所有権に関する事項			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	所有権移転	**令和〇年〇月〇日** **第〇〇〇号**	原因　令和〇年〇月〇日売買 所有者　〇市〇町〇番地 　ジョン・スミス（JOHN　SMITH）

権利部（甲区）　所有権に関する事項			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	所有権移転	**令和〇年〇月〇日** **第〇〇〇号**	原因　令和〇年〇月〇日売買 所有者　〇市〇町〇番地 　洪　可昕（HONG　KEXIN）



【参照条文（ローマ字氏名の併記）】

（ローマ字氏名の併記）

第百五十八条の三十一　次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者が日本の国籍を有しない者であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該各号に定める者の氏名の表音をローマ字で表示したもの（以下この款において「ローマ字氏名」という。）を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとする。

一　所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記、合体による登記等（法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）　所有権の登記名義人となる者

二　所有権の登記名義人の氏名についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人

２　前項の規定による申出をする場合には、当該ローマ字氏名を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

３　第一項各号に定める者が同項各号に掲げる登記の電子申請をするに際し同項の規定による申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が当該ローマ字氏名を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

４　登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するものとする。

【参照条文（ローマ字氏名の併記）】

第百五十八条の三十二　日本の国籍を有しない所有権の登記名義人は、登記官に対し、そのローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該ローマ字氏名が既に記録されているときは、この限りでない。

（略）

７　ローマ字氏名併記の申出をする場合には、次に掲げる情報（第十項及び第十三項において「ローマ字氏名併記申出添付情報」という。）をそのローマ字氏名併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一　代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

二　第二項第五号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

８　第三十七条の二の規定は、ローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。

９　第百五十八条の八第一項及び第百五十八条の九の規定は、第五項第一号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。

１０　令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項の場合において送信するローマ字氏名併記申出添付情報（第七項第一号に掲げる情報を除く。）について準用する。

１１　第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

（略）

【参照条文（旧氏の併記）】

（旧氏の併記）

第百五十八条の三十四　次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この款において同じ。）を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記すべき氏と同一であるときは、この限りでない。

一　所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）　所有権の登記名義人となる者

二　所有権の登記名義人の氏についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人

２　前項第二号に掲げる登記を申請するに際し同項の規定による申出をする場合において、当該登記記録に同号に定める者の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

３　第一項の規定による申出をする場合には、当該旧氏を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

４　電子申請の申請人が第一項の規定による申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が当該申出に係る旧氏を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

５　登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、当該申出に係る旧氏を登記記録に記録するものとする。

旧氏の併記

○　戸籍に記載されている旧氏のうちの一つの旧氏を併記することができる。
　　×　外国人の旧氏、複数の旧氏併記

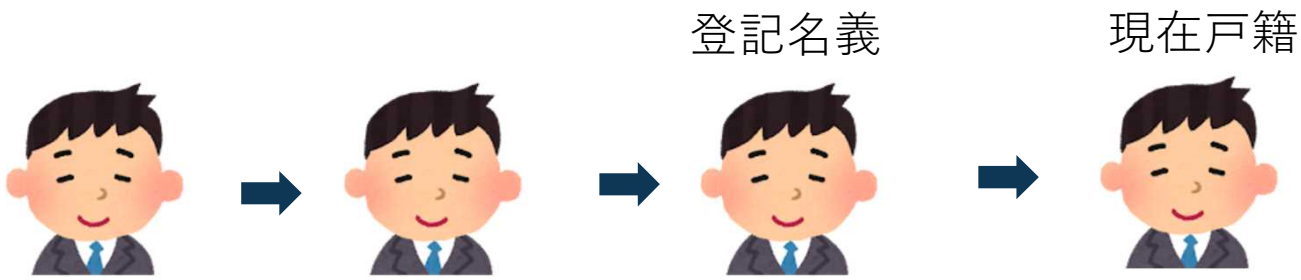

登記事項証明書の状態

権利部（甲区）　所有権に関する事項			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	所有権移転	**令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	**原因　令和〇年〇月〇日売買 所有者　〇市〇町〇番地 C　太郎　（B　太郎）**

C太郎からD太郎に
氏名変更する場合…

○　D太郎（B太郎）
○　D太郎（C太郎）
×　D太郎（A太郎）
×　D太郎（D太郎）

【参照条文（旧氏の併記）】

第百五十八条の三十五　所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記されている氏と同一であるときは、この限りでない。

２　前項の規定による申出（以下この条において「旧氏併記の申出」という。）をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

３　旧氏併記の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　申出人の氏名及び住所

二　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　申出の目的

四　所有権の登記名義人の氏名

五　所有権の登記名義人について記録すべき旧氏

六　申出に係る不動産の不動産所在事項

４　前項第六号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「旧氏併記申出情報」という。）の内容としたときは、同項第六号に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とすることを要しない。

（略）

【参照条文（旧氏の併記）】

（旧氏併記の終了）

第百五十八条の三十六　登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。

２　前条第三項から第十項まで（第三項第五号及び第八項第二号を除く。）、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定による申出について準用する。

３　登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。

一　登記の目的

二　申出の受付の年月日及び受付番号

三　登記原因及びその日付

四　所有権の登記名義人の氏名

４　登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならない。

５　第百五十八条の十八の規定は、第三項の規定による記録をした場合について準用する。

甲土地に乙土地を合筆する場合

【甲土地】

権利部（甲区）　所有権に関する事項			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	**令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	**原因　令和〇年〇月〇日売買 所有者　〇市〇町〇番地 Ｃ　太郎**

もともと甲土地に旧氏併記は無いが…

【乙土地】

権利部（甲区）　所有権に関する事項			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	所有権移転	**令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号**	**原因　令和〇年〇月〇日売買 所有者　〇市〇町〇番地 Ｃ　太郎（Ｂ　太郎）**

【合筆後の甲土地】

権利部（甲区）　所有権に関する事項			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	合併による所有権登記	余白	**所有者　〇市〇町〇番地 Ｃ　太郎（Ｂ　太郎） 令和〇年〇月〇日登記**

合筆時に登記所において転写！

御静聴いただき
ありがとうございました



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」